

消費税引上げに伴う転嫁対策についての要請

平成25年 3月 6日

財団法人 食品産業センター

消費税につきましては、「平成25年度税制改正大綱」(平成25年1月24日 自由民主党 公明党)に基づき、既に与党において、価格転嫁対策等に係る検討が開始されたところと承知しております。

財団法人 食品産業センターとしましては、食品業界の状況等を踏まえ、消費税引上げに伴う価格転嫁対策について、以下のことを要請いたします。

◎ 価格転嫁対策について

消費者の低価格志向が継続し、商品価格は「値ごろ感」が前面に打ち出され消費市場で定着しているという厳しい経済環境の中で、今般の消費税率の引上げは、平成16年4月の総額表示(内税方式)導入後初めての引上げになるとともに、1年半の短期間に2度にわたり引上げがなされることとされています。

こうした環境の中で、消費税引上げ分の価格転嫁等を適正かつ円滑に行うためには、

- (1) 消費税引上げの必要性と適正な価格転嫁の実行について、特に、一般消費者、競争が激しい小売業界等に対して、周知徹底を図ること
- (2) 消費税額を消費者が正しく認識できるよう、価格表示を現行の「総額表示」から「外税方式」へ変更すること
- (3) 取引上の優越的な地位を利用した納入価格の消費税引上げ相当額の引下げや転嫁の拒否等の不公正な取引の取締り及び監視・指導の徹底を図ること

等、消費税転嫁対策について、強力な実効性のある対策を実施願いたい。

(参考) 軽減税率について

食品原料の国際農産物価格は近年高水準で推移しており、今後も上昇が見込まれております一方、経済情勢等を反映した消費者の低価格志向等から「原料高の製品安」が進行しております。

食品を巡るこうした厳しい状況の中で、消費税引上げがなされた場合、消費者にとってさらに負担が厳しいものになると見込まれます。

従って、今後、軽減税率制度が導入される場合には、

- (1) 食品を一括して軽減税率の適用対象とすること
 - (2) 中小事業者等の事務負担に配慮し、簡素な納税措置とすること
- 等について、特段のご配慮をお願いしたい。

以 上